

「鮭の聖地 (A Heritage of Salmon)」ロゴマーク使用の手引き

令和 2 年 7 月 22 日

「鮭の聖地 (A Heritage of Salmon)」ロゴマーク（以下「本ロゴマーク」という。）について、次のとおり使用の基準を定めます。

1. 本ロゴマークの使用許可等について

（１）以下の者は、鮭の聖地のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、本ロゴマークを無償で使用するができる。

- ①鮭の聖地メナシネットワーク会員の所属団体
- ②新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関

（２）（１）に関わらず、以下の者は、鮭の聖地のストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とした場合に限り、鮭の聖地メナシネットワークに対し、事前に届け出を出して頂いた上で、本ロゴマークを無償で使用するができる。

- ①「鮭の聖地の物語」構成文化財所有者・管理者、ストーリーの域内の団体・企業・個人
 - ②その他、鮭の聖地メナシネットワークが必要と認める者
- 事前の届け出の際には、様式は問わないが、以下の事項を明記し、文書にて提出する。

- ・申請者の名称、住所、電話番号、代表者、担当者、連絡先（TEL、FAX、E-mail）
- ・使用目的
- ・使用方法（※具体的に記載のこと。使用方法がわかる図等があれば添付すること。）

2. 本ロゴマークの使用方法について

以下に該当する場合は本ロゴマークの使用を禁止します。

- ・本ロゴマークのデザインや配色の改変を伴う場合。
- ・次のような目的で使用する場合。

- ①主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する
場合
- ②法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- ③不当利益をあげることを目的とするような使用となる場合
- ④特定の個人または団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ⑤本ロゴマーク及び鮭の聖地メナシネットワーク事業等のイメージを損
なうおそれがあると認められる場合
- ⑥その他、鮭の聖地メナシネットワークが不適切と判断する場合

使用にあたっては、法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないよう、十分に注意してください。使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、鮭の聖地メナシネットワークは一切の責任を負いかねます。

3. 本「使用の手引き」改訂について

本「使用の手引き」は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がありますので、ご承知おきください。本「使用の手引き」の改訂により、使用者に不利益が生じたとしても、鮭の聖地メナシネットワークは一切の責任を負わないものとします。